

浄水場発生土の放射能測定結果について

【最新の測定結果】

試料採取日 平成24年7月23、26、30日、8月2日

(機械脱水)

単位：Bq/kg

| 浄水場名 | ヨウ素-131 | 放射性セシウム |
|--------|---------|---------|
| 金町浄水場 | 不検出 | 490 |
| 朝霞浄水場 | 不検出 | 176 |
| 小作浄水場 | 不検出 | 87 |
| 東村山浄水場 | 不検出 | 139 |
| 三郷浄水場 | 不検出 | 500 |
| 三園浄水場 | 不検出 | 200 |

下記に基づき、平成24年1月からは、試料採取日に1試料ずつ、計4試料を採取し、同じ重量ずつをよく混合した試料について測定しています。

測定は、外部の専門機関で行っています。

浄水場発生土は、新海面処分場に搬出・埋立処分しています。

今後とも、概ね2週間毎に測定し、当局ホームページで公表します。

(参考)

機械脱水

浄水処理過程から発生する濁質等をろ布を用い機械的に加圧し、圧搾・脱水するものです。

天日乾燥床

浄水処理過程から発生する濁質等を露天の乾燥床に入れ、天日による蒸発脱水及び底部からのろ過脱水を組み合わせで行うものです。

浄水場発生土の取扱いについて

平成23年6月16日付けで厚生労働省より「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」が示されています。

ホームページアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fs28.html>

平成24年1月1日に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」が施行されました。

ホームページアドレス：<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>

使用済粒状活性炭の放射能測定結果について

【最新の測定結果】

単位：Bq/kg

| 浄水場名 | 採取日 | ヨウ素-131 | 放射性セシウム |
|-------|------------|---------|---------|
| 三郷浄水場 | 平成24年7月5日 | 不検出 | 不検出 |
| 三郷浄水場 | 平成24年7月17日 | 不検出 | 不検出 |
| 三園浄水場 | 平成24年7月10日 | 不検出 | 不検出 |
| 金町浄水場 | 平成24年7月10日 | 不検出 | 不検出 |

放射性セシウム：セシウム-134とセシウム-137の合計値

不検出：20Bq/kg未満

今後とも、使用済粒状活性炭については搬出の都度測定し、当局ホームページで公表します。

(参考)

使用済粒状活性炭

水道局では、安全でおいしい水を供給するためにオゾン処理と生物活性炭処理による高度浄水処理を実施しています。

使用済粒状活性炭とは、経年化による吸着性能等の低下のため、新しい粒状活性炭と交換したときに排出されるものです。